

厚生労働省発老 0820 第 1 号

令和 8 年 8 月 20 日

各都道府県知事 殿

厚生労働事務次官

(公 印 省 略)

地域支援事業交付金の交付について

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 1 2 2 条の 2 に基づく交付金の交付については、平成 2 0 年 5 月 2 3 日厚生労働省発老第 0 5 2 3 0 0 3 号本職通知の別紙「地域支援事業交付金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行われているところであるが、今般、交付要綱の一部が別添新旧対照表のとおり改正され、令和 8 年 4 月 1 日から適用することとされたので通知する。

ついては、事業の実施について特段の御配慮をお願いするとともに、管内市町村に対して周知を図り、本事業の円滑な実施について御協力を賜りたい。

地域支援事業交付金交付要綱 新旧対照表

改正後（新）	改正前（旧）
地域支援事業交付金交付要綱 1・2 （略） （交付の対象） 3 この交付金は、それぞれアからエまでに掲げる事業を交付の対象とする。 ア・イ （略） <u>ウ 法第 115 条の 45 第 2 項第 7 号に基づき、実施要綱別記 4 により市町村が行う事業（以下「介護情報利活用事業」という。）</u> <u>エ</u> 法第 115 条の 45 第 3 項に基づき、実施要綱別記 5 により市町村が行う事業（以下「任意事業」という。） （交付額の算定方法） 4 この交付金の交付額は、次により算出するものとする。 ア （略） イ 次の表の第 1 欄に定める区分が、「包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業」である場合については、次の（ア）、（イ）又は（ウ）を比較して最も少ない額から、重層的支援体制整備事業に要する費用相当額（社会福祉法施行令第 26 条第 3 項の規定により算定した額をいう。）を控除した額を選定する。 （ア） （略） （イ） 第 3 欄に定める対象経費（法第 115 条の 47 第 4 項に基づく委託（以下「総合相談支援事業の一部委託」という。）にかかる経費を除く。）の実支出額（指定介護予防支援及び第一号介護予防支援<u>事業</u>（以下「指定介護予防支援等」という。）の業務にかかる実支出額を含む。）から指定介護予防支援等にかかる収入額を控除した額（当該額が 0 円を下回る場合は 0 円とする。）に総合相談支援事業の一部委託にかかる実支出額を加えた額 （ウ） （略） ウ ア及びイにより選定された額に、第 4 欄に定める交付率を乗じて得た合計額に、算	地域支援事業交付金交付要綱 1・2 （略） （交付の対象） 3 この交付金は、それぞれアからウまでに掲げる事業を交付の対象とする。 ア・イ （略） <u>（新設）</u> <u>ウ</u> 法第 115 条の 45 第 3 項に基づき、実施要綱別記 4 により市町村が行う事業（以下「任意事業」という。） （交付額の算定方法） 4 この交付金の交付額は、次により算出するものとする。 ア （略） イ 次の表の第 1 欄に定める区分が、「包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業」である場合については、次の（ア）、（イ）又は（ウ）を比較して最も少ない額から、重層的支援体制整備事業に要する費用相当額（社会福祉法施行令第 26 条第 3 項の規定により算定した額をいう。）を控除した額を選定する。 （ア） （略） （イ） 第 3 欄に定める対象経費（法第 115 条の 47 第 4 項に基づく委託（以下「総合相談支援事業の一部委託」という。）にかかる経費を除く。）の実支出額（指定介護予防支援及び第一号介護予防支援（以下「指定介護予防支援等」という。）の業務にかかる実支出額を含む。）から指定介護予防支援等にかかる収入額を控除した額（当該額が 0 円を下回る場合は 0 円とする。）に総合相談支援事業の一部委託にかかる実支出額を加えた額 （ウ） （略） ウ ア及びイにより選定された額に、第 4 欄に定める交付率を乗じて得た合計額に、算

改正後（新）				改正前（旧）			
定省令により市町村ごとに算定された額（以下「総合事業調整交付金」という。）を加えた額から、重層的支援体制整備事業交付要綱に定める総合事業調整交付金の額を控除した額を交付額とする。ただし、交付率を乗じた額に1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。				定省令により市町村ごとに算定された額（以下「総合事業調整交付金」という。）を加えた額から、重層的支援体制整備事業交付要綱に定める総合事業調整交付金の額を控除した額を交付額とする。ただし、交付率を乗じた額に1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。			
1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 交付率	1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 交付率
介護予防・日常生活支援総合事業	一 次号に掲げる市町村以外の市町村 次のイ又はロに掲げる額のうちいずれか高い額 イ 当該市町村における （１）に掲げる額から （２）に掲げる額を控除して得た額 （１）平成26年度予防給付費額（介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防支援に係るものに限る。）及び平成26年度介護予防等事業費額の合算額に、平成27年度から 実施 年度までの各年度における75歳以上被保険者数変動率を乗じて得た額 （２） 実施 年度の介護予防支援給付費額 ロ 当該市町村における （１）に掲げる額から （２）に掲げる額を控除して得た額 （１）平成26年度の予防給付費額及び平成26年	（略）	（略）	介護予防・日常生活支援総合事業	一 次号に掲げる市町村以外の市町村 次のイ又はロに掲げる額のうちいずれか高い額 イ 当該市町村における （１）に掲げる額から （２）に掲げる額を控除して得た額 （１）平成26年度予防給付費額（介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防支援に係るものに限る。）及び平成26年度介護予防等事業費額の合算額に、平成27年度から 令和7 年度までの各年度における75歳以上被保険者数変動率を乗じて得た額 （２） 令和7 年度の介護予防支援給付費額 ロ 当該市町村における （１）に掲げる額から （２）に掲げる額を控除して得た額 （１）平成26年度の予防給付費額及び平成26年	（略）	（略）

改正後（新）				改正前（旧）			
	度介護予防等事業費額の合算額に、平成27年度から実施年度までの各年度における75歳以上被保険者数変動率を乗じて得た額 (2) 実施年度の予防給付費額 二 平成27年度から平成29年度までのいずれかの年度において介護保険法施行令第37条の13第8項第8号に規定される特定事情市町村と認められた市町村 前号に定める額と、次のイ又はロに掲げる額のうちいずれか高い額 イ 平成29年度の介護予防・日常生活支援総合事業費額及び介護保険法施行令第37条の13第8項第6号に規定される経過的特定予防給付費額の合算額に平成30年度から実施年度までの各年度における75歳以上被保険者数変動率を乗じて得た額から前号イ（2）に掲げる額を控除して得た額 ロ 平成29年度の介護予防・日常生活支援総合事業費額及び予防給付				度介護予防等事業費額の合算額に、平成27年度から令和7年度までの各年度における75歳以上被保険者数変動率を乗じて得た額 (2) 令和7年度の予防給付費額 二 平成27年度から平成29年度までのいずれかの年度において介護保険法施行令第37条の13第8項第8号に規定される特定事情市町村と認められた市町村 前号に定める額と、次のイ又はロに掲げる額のうちいずれか高い額 イ 平成29年度の介護予防・日常生活支援総合事業費額及び介護保険法施行令第37条の13第8項第6号に規定される経過的特定予防給付費額の合算額に平成30年度から令和7年度までの各年度における75歳以上被保険者数変動率を乗じて得た額から前号イ（2）に掲げる額を控除して得た額 ロ 平成29年度の介護予防・日常生活支援総合事業費額及び予防給付		

改正後（新）				改正前（旧）			
	費額の合算額に平成30年度から実施年度までの各年度における75歳以上被保険者数変動率を乗じて得た額から前号ロ（2）に掲げる額を控除して得た額 ※1 75歳以上被保険者数変動率とは、介護保険法施行規則第140条の62の10により算定される率 ※2 平成28年度より介護予防・日常生活支援総合事業を開始する場合は、一イ（1）について、平成27年度の予防給付費額及び平成27年度介護予防等事業費額の合算額に、平成28年度から実施年度までの各年度における75歳以上被保険者数変動率を乗じるものとし、ロ（1）について、平成27年度の予防給付費額及び平成27年度介護予防等事業費額の合算額に、平成28年度から実施年度までの各年度における75歳以上被保険者数変動率を乗じるものとする。 ※3 平成29年度より介護予防・日常生活支援総合事業を開始する場合は、一イ（1）につい				費額の合算額に平成30年度から令和7年度までの各年度における75歳以上被保険者数変動率を乗じて得た額から前号ロ（2）に掲げる額を控除して得た額 ※1 75歳以上被保険者数変動率とは、介護保険法施行規則第140条の62の10により算定される率 ※2 平成28年度より介護予防・日常生活支援総合事業を開始する場合は、一イ（1）について、平成27年度の予防給付費額及び平成27年度介護予防等事業費額の合算額に、平成28年度から令和7年度までの各年度における75歳以上被保険者数変動率を乗じるものとし、ロ（1）について、平成27年度の予防給付費額及び平成27年度介護予防等事業費額の合算額に、平成28年度から令和7年度までの各年度における75歳以上被保険者数変動率を乗じるものとする。 ※3 平成29年度より介護予防・日常生活支援総合事業を開始する場合は、一イ（1）につい		

改正後（新）				改正前（旧）			
	て、平成28年度の予防給付費額及び平成28年度介護予防等事業費額の合算額に、平成29年度から実施年度までの各年度における75歳以上被保険者数変動率を乗じるものとし、ロ（１）について、平成28年度の予防給付費額及び平成28年度介護予防等事業費額の合算額に、平成29年度から実施年度までの各年度における75歳以上被保険者数変動率を乗じるものとする。 なお、市町村における総合事業の円滑な実施に配慮し、対象経費の支出予定額が基準額を超える場合は、個別協議を実施し、厚生労働大臣が特に必要と認める場合に限り、その額に置き換えることができる。				て、平成28年度の予防給付費額及び平成28年度介護予防等事業費額の合算額に、平成29年度から令和7年度までの各年度における75歳以上被保険者数変動率を乗じるものとし、ロ（１）について、平成28年度の予防給付費額及び平成28年度介護予防等事業費額の合算額に、平成29年度から令和7年度までの各年度における75歳以上被保険者数変動率を乗じるものとする。 なお、市町村における総合事業の円滑な実施に配慮し、対象経費の支出予定額が基準額を超える場合は、個別協議を実施し、厚生労働大臣が特に必要と認める場合に限り、その額に置き換えることができる。		
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業	平成26年度の包括的支援事業及び任意事業の上限額に当該市町村の65歳以上人口の伸び（注）を乗じて得た額とする。平成28年度以降は前年度に算定した基準額に当該市町村の65歳以上人口の伸び（注）を乗じて得た額とする（以下「原則	（略）	（略）	包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業	平成26年度の包括的支援事業及び任意事業の上限額に当該市町村の65歳以上人口の伸び（注）を乗じて得た額とする。平成28年度以降は前年度に算定した基準額に当該市町村の65歳以上人口の伸び（注）を乗じて得た額とする（以下「原則	（略）	（略）

改正後（新）				改正前（旧）			
	の上限額」という。）。 なお、平成 29 年度において、以下の（ア）と（イ）の両方の取組を推進する市町村で、上記の計算式に代えて次の計算式により基準額（下記の①と②の合計額。以下「特例の上限額」という。）を算出していた場合、引き続き、次の計算式により基準額を算出する。一部事務組合及び広域連合においては、構成市町村ごとに計算した額の合計額を基準額とする。 （ア）少なくとも介護給付適正化の主要 5 事業（介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和 6 年厚生労働省令第 13 号）第 1 条の規定による改正前の介護保険法施行規則第 140 条の 62 の 12 第 1 号イからホ<u>まで</u>に掲げる 5 事業をいう。）を全て実施していること。 （イ）（略） ※ 平成 26 年度の包括的支援事業・任意事業の上限額が 12,500 千円未満の市町村は（ア）の要件を満たさなくても可。 ①・② （略）				の上限額」という。）。 なお、平成 29 年度において、以下の（ア）と（イ）の両方の取組を推進する市町村で、上記の計算式に代えて次の計算式により基準額（下記の①と②の合計額。以下「特例の上限額」という。）を算出していた場合、引き続き、次の計算式により基準額を算出する。一部事務組合及び広域連合においては、構成市町村ごとに計算した額の合計額を基準額とする。 （ア）少なくとも介護給付適正化の主要 5 事業（介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和 6 年厚生労働省令第 13 号）第 1 条の規定による改正前の介護保険法施行規則第 140 条の 62 の 12 第 1 号イからホに掲げる 5 事業をいう。）を全て実施していること。 （イ）（略） ※ 平成 26 年度の包括的支援事業・任意事業の上限額が 12,500 千円未満の市町村は（ア）の要件を満たさなくても可。 ①・② （略）		

改正後（新）				改正前（旧）			
	なお、特例の上限額の範囲内であれば、地域包括支援センターの運営に係る費用は①により算出される額を超えても差し支えない。一方、任意事業の実施に係る費用は、以下の（a）又は（b）のいずれか高い金額を超えてはならない。 （a）・（b）（略） （注）10月1日時点の住民基本台帳における65歳以上人口の実施年度を除く直近3か年の平均伸び率				なお、特例の上限額の範囲内であれば、地域包括支援センターの運営に係る費用は①により算出される額を超えても差し支えない。一方、任意事業の実施に係る費用は、以下の（a）又は（b）のいずれか高い金額を超えてはならない。 （a）・（b）（略） （注）10月1日時点の住民基本台帳における65歳以上人口の実施年度を除く直近3か年の平均伸び率		
包括的支援事業（社会保障充実分）	以下の①から④の算定式の合計額を「標準額」とし、これを基本として、各市町村の実情に応じて算定した額で厚生労働大臣が認める額とする。 なお、生活支援コーディネーターを中心とした相談支援連携体制構築事業、住民参画・官民連携推進事業、就労的活動支援コーディネーター（就労的活動支援員）の配置及び地域ケア会議については、現に実施されていないことがあり得るが、その場合は、標準額に含めることはできない。 ①（略） ② 実施要綱の別記3の2に掲げる生活支援体制整備			包括的支援事業（社会保障充実分）	以下の①から④の算定式の合計額を「標準額」とし、これを基本として、各市町村の実情に応じて算定した額で厚生労働大臣が認める額とする。 なお、生活支援コーディネーターを中心とした相談支援連携体制構築事業、住民参画・官民連携推進事業、就労的活動支援コーディネーター（就労的活動支援員）の配置及び地域ケア会議については、現に実施されていないことがあり得るが、その場合は、標準額に含めることはできない。 ①（略） ② 実施要綱の別記3の2に掲げる生活支援体制整備		

改正後（新）				改正前（旧）			
	事業 ・生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置及び協議体の設置 ・第1層（市町村圏域） 8,000 千円 ※ ただし、指定都市の場合は、当該額に行政区の数、一部事務組合及び広域連合の場合は、当該額に構成市町村の数を乗じることとする。 ・第2層（日常生活圏域）4,000 千円× 日常生活圏域数（法第117条第2項第1号の区域をいう。以下同じ。）の数 ※ 日常生活圏域が1つである場合は、第2層は算定できない。 ・生活支援コーディネーターを中心とした相談支援連携体制構築事業の実施 8,000 千円 ※ ただし、地域包括支援センター以外に配置された生活支援コーディネーターが本事業の実施を担う場合や、重層的支援体制整備事業として実施する場合には4,000 千円とする。 また、指定都市並びに				事業 ・生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置及び協議体の設置 ・第1層（市町村圏域） 8,000 千円 ※ ただし、指定都市の場合は、当該額に行政区の数、一部事務組合及び広域連合の場合は、当該額に構成市町村の数を乗じることとする。 ・第2層（日常生活圏域）4,000 千円× 日常生活圏域数（法第117条第2項第1号の区域をいう。以下同じ。）の数 ※ 日常生活圏域が1つである場合は、第2層は算定できない。 ・生活支援コーディネーターを中心とした相談支援連携体制構築事業の実施 8,000 千円 ※ ただし、地域包括支援センター以外に配置された生活支援コーディネーターが本事業の実施を担う場合や、重層的支援体制整備事業として実施する場合には4,000 千円とする。 また、指定都市並びに		

改正後（新）				改正前（旧）			
	一部事務組合及び広域連合の場合は、以下の額により算定することとする。 a～c （略） ※ <u>ただし、生活支援コーディネーターによる家族介護者支援にかかる地域課題に対応するためのネットワークづくりを行う場合は、800千円を加算する。</u> <u>なお、指定都市の場合は、当該額に本取組を実施する行政区の数、一部事務組合及び広域連合の場合は、当該額に本取組を実施する構成市町村の数を乗じることとする。</u> ・住民参画・官民連携推進事業の実施 4,000 千円 ※ ただし、指定都市の場合は、当該額に行政区の数、一部事務組合及び広域連合の場合は、当該額に構成市町村の数を乗じることとする。 ・就労的活動支援コーディネーター（就労的活動支援員）の配置 8,000 千円 ※ ただし、指定都市の場合は、当該額に行政区の数、一部事務組合及び広域連合の場合は、当該額に構成市町村の数を乗じるこ				一部事務組合及び広域連合の場合は、以下の額により算定することとする。 a～c （略） ・住民参画・官民連携推進事業の実施 4,000 千円 ※ ただし、指定都市の場合は、当該額に行政区の数、一部事務組合及び広域連合の場合は、当該額に構成市町村の数を乗じることとする。 ・就労的活動支援コーディネーター（就労的活動支援員）の配置 8,000 千円 ※ ただし、指定都市の場合は、当該額に行政区の数、一部事務組合及び広域連合の場合は、当該額に構成市町村の数を乗じるこ		

改正後（新）				改正前（旧）			
	ととする。 ③・④（略）				ととする。 ③・④（略）		
<u>介護情報利活用事業</u>	<u>厚生労働大臣が必要と認める額</u>	<u>介護情報基盤の運用経費に係る負担金</u>		<u>（新規）</u>	<u>（新規）</u>	<u>（新規）</u>	
5～16（略）				5～16（略）			
別紙様式第1（略）				別紙様式第1（略）			

改正後（新）	改正前（旧）																																				
別紙様式第2 別紙様式第2 第 号 (元号) 年 月 日 地方厚生(支)局長 殿 市 町 村 長 広域連合代表 組 合 長 (元号) 年度地域支援事業交付金の交付申請について 標記について、次により交付金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。 1 交付金申請額 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>金</th> <th>円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内訳 介護予防・日常生活支援総合事業</td> <td>金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>及び任意事業</td> <td>金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>包括的支援事業(社会保障充実分)</td> <td>金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>介護情報利活用事業</td> <td>金</td> <td>円</td> </tr> </tbody> </table> 2 添付書類(以下該当する様式のみを添付すること) <u>全事業共通</u> (1) (元号) 年度地域支援事業交付金所要額調(様式1) (2) (元号) 年度任意事業実施計画書(様式2) (3) (元号) 年度包括的支援事業(社会保障充実分)計画書(様式3) (4) (元号) 年度歳入歳出予算書(見込書)抄本 <u>該当がある場合のみ</u> (5) (元号) 年度介護予防・日常生活支援総合事業の上限額引き上げに係る事業実施計画書(様式1別添1)		金	円	内訳 介護予防・日常生活支援総合事業	金	円	包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)			及び任意事業	金	円	包括的支援事業(社会保障充実分)	金	円	介護情報利活用事業	金	円	別紙様式第2 別紙様式第2 第 号 (元号) 年 月 日 地方厚生(支)局長 殿 市 町 村 長 広域連合代表 組 合 長 (元号) 年度地域支援事業交付金の交付申請について 標記について、次により交付金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。 1 交付金申請額 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>金</th> <th>円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内訳 介護予防・日常生活支援総合事業</td> <td>金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>及び任意事業</td> <td>金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>包括的支援事業(社会保障充実分)</td> <td>金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 2 添付書類(以下該当する様式のみを添付すること) <u>全事業共通</u> (1) (元号) 年度地域支援事業交付金所要額調(様式1) (2) (元号) 年度任意事業実施計画書(様式2) (3) (元号) 年度包括的支援事業(社会保障充実分)計画書(様式3) (4) (元号) 年度歳入歳出予算書(見込書)抄本 <u>該当がある場合のみ</u> (5) (元号) 年度介護予防・日常生活支援総合事業の上限額引き上げに係る事業実施計画書(様式1別添1)		金	円	内訳 介護予防・日常生活支援総合事業	金	円	包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)			及び任意事業	金	円	包括的支援事業(社会保障充実分)	金	円	(追加)		
	金	円																																			
内訳 介護予防・日常生活支援総合事業	金	円																																			
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)																																					
及び任意事業	金	円																																			
包括的支援事業(社会保障充実分)	金	円																																			
介護情報利活用事業	金	円																																			
	金	円																																			
内訳 介護予防・日常生活支援総合事業	金	円																																			
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)																																					
及び任意事業	金	円																																			
包括的支援事業(社会保障充実分)	金	円																																			
(追加)																																					

(元号) 年度地域支援事業交付金所要額調

保護者名	
市区町村コード	
都道府県名	
都道府県コード	
C-D	

(元号) 年度地域支援事業交付金所要額調

保護者名	
市区町村コード	
都道府県名	
都道府県コード	
C-D	

改正後（新）			改正前（旧）		
別紙様式第2様式1別添1			別紙様式第2様式1別添1		
(元号) 年度介護予防・日常生活支援総合事業の上限額引き上げに係る事業実施計画書			(元号) 年度介護予防・日常生活支援総合事業の上限額引き上げに係る事業実施計画書		
介護予防・日常生活支援総合事業（交付要綱3のアの事業）			介護予防・日常生活支援総合事業（交付要綱3のアの事業）		
		都道府県名			都道府県名
		保険者名			保険者名
基本情報	1 実施主体				市
	2 総合事業への移行年度				
	3 対象経費支出予定額	令和8年度			
	4 原則の上限額	基本の上限額（第1号イ）			
		介護予防給付全体の伸びを考慮する上限額（第1号ロ）			
		特例イ（第2号イ）			
		特例ロ（第2号ロ）			
		上限超過額			
	5 人口	令和7年10月1日			
	6 75歳以上人口	令和4年10月1日			
	令和7年10月1日				
	75歳以上被保険者数変動率				
7 65歳以上人口	令和7年10月1日				
8 高齢者1人あたり事業費					
9 上限超過の承認を希望する額					
	介護保険法第8条の2第2項に規定する介護予防の効果が高く、かつ、将来における介護予防・日常生活支援総合事業①に要する費用の低減に資すると見込まれる新たな事業（以下「新たなプログラム」という。）の実施（上限額告示第2号関係）				
上限超過の理由（該当理由を選択）	② 当該年度の75歳以上被保険者数変動率（介護保険法施行令第37条の13第8項第5号に規定する75歳以上被保険者数変動率をいう。以下同じ。）が1を下回る市町村における介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の低減に資すると見込まれる事業の実施（上限額告示第3号関係）				
	③ 当該年度の前年度の10月1日における人口が1万人未満の市町村による地域の人材や社会資源の活用を図るための必要な措置の実施（上限額告示第4号関係）				
	④ 離島等の市町村による介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の低減に資すると見込まれる事業の実施（当該年度の当該市町村における高齢者1人当たり介護予防・日常生活支援総合事業費額が、高齢者1人当たり介護予防・日常生活支援総合事業費額の全国の平均額として定める額未満である場合に限る。）（上限額告示第5号・上限額通知の別紙1(1)関係）				
	⑤ 効果的な介護予防・日常生活支援総合事業の実施（上限額告示第5号・上限額通知の別紙1(5)関係）				

改正後（新）

具 体 的 な 内 容	1 理由①を選択した場合は記入・選択 (4の記入も必要)	(1)新たなプログラムの類型 ※複数ある場合には代表的なものを1つ選択 (2)新たなプログラムの開始年度 (3)新たなプログラムの開始3年度目の事業費(見込額) (4)新たなプログラムの開始3年度目の翌年度の事業費(見込額) (5)開始2年度目の新たなプログラム等の実施に要する額が開始1年度目の当該額を上回る見込みの有無(有の場合に○。4(3)の記入が必要。)		
	2 理由②を選択した場合は記入 (4の記入も必要)	費用低減が見込まれる年度 費用を低減させる方法		
	3 理由⑤を選択した場合は記入	前々年度(令和6年度)の末日における認定率 前々年度(令和6年度)の末日における調整済み認定率 前々々年度(令和5年度)の末日における認定率 前々年度(令和6年度)の末日におけるサービス利用率 前々々年度(令和5年度)の末日におけるサービス利用率		
	4 理由①・②を選択した場合には、以下の項目に沿って具体的な内容を記載(理由①の費用低減計画に該当)			
	(1)平成30年度からの事業費の推移、個別協議及び上限超過額の状況(理由①・②共通)			
		事業費(千円)	個別協議の有無(有:●、無:ー)	上限超過額(千円)
	平成30年度			
	令和元年度			
	令和2年度			
	令和3年度			
令和4年度				
令和5年度				
令和6年度				
令和7年度				
令和8年度				
(2)3年度目の翌年度には、介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用が原則の上限額以下となるための方策(理由①のみ)				
(3)(1(5)が○の場合のみ)新たなプログラムを開始した日が1年度目の途中であること又は2年度目以降に新たなプログラムの実施対象地域の拡大を予定していること等の事情により、予め2年度目の新たなプログラム等の実施に要する額が1年度目の当該額を上回ることが見込まれる場合、上回る理由と上回る額				

※「上限額告示」は、介護保険法施行令第37条の13第5項の規定に基づき厚生労働大臣が定める事由(令和6年厚生労働省告示第19号)をさす。□
 ※「上限額通知」は、介護保険法施行令第37条の13第5項の規定に基づき厚生労働大臣が定める事由第5号の規定に基づき厚生労働省老健局長が定める事由について(令和6年3月29日老発0329第18号厚生労働省老健局長通知)をさす。

改正前（旧）

具 体 的 な 内 容	1 理由①を選択した場合は記入・選択 (4の記入も必要)	(1)新たなプログラムの類型 ※複数ある場合には代表的なものを1つ選択 (2)新たなプログラムの開始年度 (3)新たなプログラムの開始3年度目の事業費(見込額) (4)新たなプログラムの開始3年度目の翌年度の事業費(見込額) (5)開始2年度目の新たなプログラム等の実施に要する額が開始1年度目の当該額を上回る見込みの有無(有の場合に○。4(3)の記入が必要。)		
	2 理由②を選択した場合は記入 (4の記入も必要)	費用低減が見込まれる年度 費用を低減させる方法		
	3 理由⑤を選択した場合は記入	前々年度(令和5年度)の末日における認定率 前々年度(令和5年度)の末日における調整済み認定率 前々々年度(令和4年度)の末日における認定率 前々年度(令和5年度)の末日におけるサービス利用率 前々々年度(令和4年度)の末日におけるサービス利用率		
	4 理由①・②を選択した場合には、以下の項目に沿って具体的な内容を記載(理由①の費用低減計画に該当)			
	(1)平成30年度からの事業費の推移、個別協議及び上限超過額の状況(理由①・②共通)			
		事業費(千円)	個別協議の有無(有:●、無:ー)	上限超過額(千円)
	平成30年度			
	令和元年度			
	令和2年度			
	令和3年度			
令和4年度				
令和5年度				
令和6年度				
令和7年度				
(追加)				
(2)3年度目の翌年度には、介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用が原則の上限額以下となるための方策(理由①のみ)				
(3)(1(5)が○の場合のみ)新たなプログラムを開始した日が1年度目の途中であること又は2年度目以降に新たなプログラムの実施対象地域の拡大を予定していること等の事情により、予め2年度目の新たなプログラム等の実施に要する額が1年度目の当該額を上回ることが見込まれる場合、上回る理由と上回る額				

※「上限額告示」は、介護保険法施行令第37条の13第5項の規定に基づき厚生労働大臣が定める事由(令和6年厚生労働省告示第19号)をさす。□
 ※「上限額通知」は、介護保険法施行令第37条の13第5項の規定に基づき厚生労働大臣が定める事由第5号の規定に基づき厚生労働省老健局長が定める事由について(令和6年3月29日老発0329第18号厚生労働省老健局長通知)をさす。

改正後（新）

別紙様式第2様式1別添2（略）

別紙様式第2様式2

別紙様式第2様式2
任意事業（交付要綱3の2の事業）

（元号）年度任意事業実施計画書

実施主体				
	事業名	対象経費支出予定額 (単位：円)	事業内容	実施目標
介護給付受等費用適正化事業	① 認定調査状況チェック			
	② ケアプラン等の点検			
	③ 医療情報との突合・縦覧点検			
	④ 給付費実績を活用した分析・検証事業			
	⑤ 介護サービス事業者等への適正化支援事業			
	⑥ 介護給付費通知			
家族介護支援事業	⑦ 家庭介護者への相談・集団支援			
	⑧ 地域でのネットワーク構築			
	⑨ ニーズ把握・意見収集			
	⑩ 介護教室の開催			
	⑪ 認知症高齢者見守り事業			
	⑫ 健康相談・疾病予防等事業			
	(削除)			
	⑬ 介護自立支援事業			
	⑭ 介護用品の支給			
	施設115条の48第9項第3号に基づくその他の事業	⑮ 成年後見制度利用支援事業		
⑯ 福祉用具・住宅改修支援事業				
⑰ 認知症対応型共同生活介護事業所の運営等助成事業				
⑱ 認知症サポーター等養成事業				
⑲ 重度のALS患者の入院におけるコミュニケーション支援事業				
⑳ 高齢者の安心な住まいの確保に資する事業				
㉑ 介護サービスの質の向上に資する事業				
㉒ 地域資源を活用したネットワーク形成に資する事業				
㉓ 家庭内の事故等への対応の体制整備に資する事業				
合計				

(注)

1 実施している各事業について、当該市町村における実施要綱等関係書類を添付すること。
2 「事業内容」には、当該市町村における事業内容を具体的にかつ簡潔に記入すること。
なお、同一事業内で複数の取組を実施している場合には、番号を付すなどして分かるようにすること。
3 「実施目標」には、各事業が1年間で達成すべき目標について、定量的・定性的な観点から記入すること。
4 「⑬ 介護用品の支給」を実施する場合、本様式に加えて別添の計画書を作成の上、添付すること。

改正前（旧）

別紙様式第2様式1別添2（略）

別紙様式第2様式2

別紙様式第2様式2
任意事業（交付要綱3の2の事業）

（元号）年度任意事業実施計画書

実施主体				
	事業名	対象経費支出予定額 (単位：円)	事業内容	実施目標
介護給付受等費用適正化事業	① 認定調査状況チェック			
	② ケアプラン等の点検			
	③ 医療情報との突合・縦覧点検			
	④ 給付費実績を活用した分析・検証事業			
	⑤ 介護サービス事業者等への適正化支援事業			
	⑥ 介護給付費通知			
家族介護支援事業	(新設)			
	(新設)			
	(新設)			
	㉑ 介護教室の開催			
	⑪ 認知症高齢者見守り事業			
	⑫ 健康相談・疾病予防等事業			
	⑬ 介護者交流会の開催			
	⑭ 介護自立支援事業			
	⑮ 介護用品の支給			
	施設115条の48第9項第3号に基づくその他の事業	⑮ 成年後見制度利用支援事業		
⑯ 福祉用具・住宅改修支援事業				
⑰ 認知症対応型共同生活介護事業所の運営等助成事業				
⑱ 認知症サポーター等養成事業				
⑲ 重度のALS患者の入院におけるコミュニケーション支援事業				
⑳ 高齢者の安心な住まいの確保に資する事業				
㉑ 介護サービスの質の向上に資する事業				
㉒ 地域資源を活用したネットワーク形成に資する事業				
㉓ 家庭内の事故等への対応の体制整備に資する事業				
合計				

(注)

1 実施している各事業について、当該市町村における実施要綱等関係書類を添付すること。
2 「事業内容」には、当該市町村における事業内容を具体的にかつ簡潔に記入すること。
なお、同一事業内で複数の取組を実施している場合には、番号を付すなどして分かるようにすること。
3 「実施目標」には、各事業が1年間で達成すべき目標について、定量的・定性的な観点から記入すること。
4 「⑬ 介護用品の支給」を実施する場合、本様式に加えて別添の計画書を作成の上、添付すること。

-15-

改正後（新）										改正前（旧）									
別紙様式第2様式2別添（略）										別紙様式第2様式2別添（略）									
別紙様式第2様式3										別紙様式第2様式3									
別紙様式第2様式3										別紙様式第2様式3									
(元号) 年度包括的支援事業(社会保障充実分)実施計画書										(元号) 年度包括的支援事業(社会保障充実分)実施計画書									
包括的支援事業(社会保障充実分)(交付要綱3のイの事業)										包括的支援事業(社会保障充実分)(交付要綱3のイの事業)									
実施主体		〇〇市								実施主体		〇〇市							
社会保障充実分 対象経費支出予定額 (A)		円		標準額 (4事業の合計額)(B)				円		社会保障充実分 対象経費支出予定額 (A)		円		標準額 (4事業の合計額)(B)				円	
① 在宅医療・介護 連携推進事業		対象経費支出予定額	ア(イ)等の会議	イ(ア)の相談窓口	イ(ア)のコーディネーター	イ(ウ)②多職種研修	イ(ウ)②その他の研修												
		円	回	箇所	人	回	回												
② 生活支援体制 整備事業		対象経費支出予定額	第1層生活支援 コーディネーター の配置有無	第2層生活支援 コーディネーター の配置有無	住民参画・官民連 携推進事業の実 施有無	生活支援コーディネ ーターを中心とした相談支 援連携体制構築事業の実 施有無・方法	生活支援コーディネ ーターによる定例介護支 援にかかる地域関係に 対応するためのネット ワークづくりの実施有無	就労的活動支援 コーディネーター の配置有無											
		円																	
③ 認知症総合支援 事業		対象経費支出予定額	認知症初期集中支援チーム設置	認知症地域支援推進員設置			チームオレンジコーディネーター												
		円	箇所	箇所	箇所	箇所	人												
④ 地域ケア会議 推進事業		対象経費支出予定額	地域ケア会議の実施有無				地域ケア会議における居住支援協議会との連携有無												
		円																	
社会保障充実分対象経 費支出予定額(A) が 標準額(4事業の合計 額)(B)を超過する場合		主な理由								社会保障充実分対象経 費支出予定額(A) が 標準額(4事業の合計 額)(B)を超過する場合		主な理由							
(注)										(注)									
1 「標準額(4事業の合計額)」には、交付要綱4に定める基準額を記載すること。										1 「標準額(4事業の合計額)」には、交付要綱4に定める基準額を記載すること。									
2 在宅医療・介護連携推進事業のア(イ)、イ(ア)、イ(ウ)②については、実施要綱の事業内容 ア(イ)、イ(ア)、イ(ウ)②とする。										2 在宅医療・介護連携推進事業のア(イ)、イ(ア)、イ(ウ)②については、実施要綱の事業内容 ア(イ)、イ(ア)、イ(ウ)②とする。									

改正後（新）				改正前（旧）																																																									
別紙様式第3				別紙様式第3																																																									
別紙様式第3				別紙様式第3																																																									
第 号 (元号) 年 月 日				第 号 (元号) 年 月 日																																																									
地方厚生(支)局長 殿				地方厚生(支)局長 殿																																																									
市 町 村 長 広域連合代表 組 合 長				市 町 村 長 広域連合代表 組 合 長																																																									
(元号) 年度地域支援事業交付金の変更交付申請について				(元号) 年度地域支援事業交付金の変更交付申請について																																																									
(元号) 年 月 日 厚発 第 号で交付決定を受けた標記交付金については、次により変更交付されるよう関係書類を添えて申請する。				(元号) 年 月 日 厚発 第 号で交付決定を受けた標記交付金については、次により変更交付されるよう関係書類を添えて申請する。																																																									
1 今回追加交付（一部取消）申請額 金 円 内訳 交付金既交付決定額 金 円 変更後交付金所要額 金 円				1 今回追加交付（一部取消）申請額 金 円 内訳 交付金既交付決定額 金 円 変更後交付金所要額 金 円																																																									
<table><thead><tr><th colspan="2"></th><th>交付金既交付 決定額(A)</th><th>変更後交付金 所要額(B)</th><th>今回追加交付（一部 取消）申請額 (B)―(A)</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="2">地域支援事業交付金</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td></tr><tr><td rowspan="4">内 訳</td><td>介護予防・日常生活支援 総合事業</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>包括的支援事業(地域包 括支援センターの運営) 及び任意事業</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>包括的支援事業 (社会保障充実分)</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>介護情報利活用事業</td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>						交付金既交付 決定額(A)	変更後交付金 所要額(B)	今回追加交付（一部 取消）申請額 (B)―(A)	地域支援事業交付金		円	円	円	内 訳	介護予防・日常生活支援 総合事業				包括的支援事業(地域包 括支援センターの運営) 及び任意事業				包括的支援事業 (社会保障充実分)				介護情報利活用事業				<table><thead><tr><th colspan="2"></th><th>交付金既交付 決定額(A)</th><th>変更後交付金 所要額(B)</th><th>今回追加交付（一部 取消）申請額 (B)―(A)</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="2">地域支援事業交付金</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td></tr><tr><td rowspan="4">内 訳</td><td>介護予防・日常生活支援 総合事業</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>包括的支援事業(地域包 括支援センターの運営) 及び任意事業</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>包括的支援事業 (社会保障充実分)</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="3">(追加)</td><td></td></tr></tbody></table>						交付金既交付 決定額(A)	変更後交付金 所要額(B)	今回追加交付（一部 取消）申請額 (B)―(A)	地域支援事業交付金		円	円	円	内 訳	介護予防・日常生活支援 総合事業				包括的支援事業(地域包 括支援センターの運営) 及び任意事業				包括的支援事業 (社会保障充実分)				(追加)			
		交付金既交付 決定額(A)	変更後交付金 所要額(B)	今回追加交付（一部 取消）申請額 (B)―(A)																																																									
地域支援事業交付金		円	円	円																																																									
内 訳	介護予防・日常生活支援 総合事業																																																												
	包括的支援事業(地域包 括支援センターの運営) 及び任意事業																																																												
	包括的支援事業 (社会保障充実分)																																																												
	介護情報利活用事業																																																												
		交付金既交付 決定額(A)	変更後交付金 所要額(B)	今回追加交付（一部 取消）申請額 (B)―(A)																																																									
地域支援事業交付金		円	円	円																																																									
内 訳	介護予防・日常生活支援 総合事業																																																												
	包括的支援事業(地域包 括支援センターの運営) 及び任意事業																																																												
	包括的支援事業 (社会保障充実分)																																																												
	(追加)																																																												
2 変更を必要とする理由				2 変更を必要とする理由																																																									
3 変更に必要な諸様式については、申請手続の様式に準ずる。				3 変更に必要な諸様式については、申請手続の様式に準ずる。																																																									
<table><thead><tr><th colspan="2">保 険 者 名</th><th colspan="4"></th></tr></thead><tbody><tr><td>都道府県コード</td><td>市区町村コード</td><td>C</td><td>D</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>				保 険 者 名						都道府県コード	市区町村コード	C	D									<table><thead><tr><th colspan="2">保 険 者 名</th><th colspan="4"></th></tr></thead><tbody><tr><td>都道府県コード</td><td>市区町村コード</td><td>C</td><td>D</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>				保 険 者 名						都道府県コード	市区町村コード	C	D																										
保 険 者 名																																																													
都道府県コード	市区町村コード	C	D																																																										
保 険 者 名																																																													
都道府県コード	市区町村コード	C	D																																																										

改正後（新）

別紙様式第4様式1別添1

別紙様式第4様式1別添1

(元号) 年度介護予防・日常生活支援総合事業の上限額引き上げに係る事業実施報告書

介護予防・日常生活支援総合事業(交付要綱3のアの事業)

	都道府県名	
	保険者名	
1 実施主体		市
2 総合事業への移行年度		
3 対象経費実支出額	令和8年度	
4 原則の上限額	基本の上限額 (第1号イ)	
基本 情 報	(介護保険法施行令第37条の13第4項)	介護予防給付全体の伸びを考慮する上限額 (第1号ロ)
		特例イ (第2号イ)
		特例ロ (第2号ロ)
		上限超過額
5 人口	令和7年10月1日	
6 75歳以上人口	令和4年10月1日	
	令和7年10月1日	
	75歳以上被保険者数変動率	
7 65歳以上人口	令和7年10月1日	
8 高齢者1人あたり事業費		
9 上限超過の承認を希望する額		
上 限 超 過 の 理 由 (該 当 理 由 を 選 択)	介護保険法第8条の2第2項に規定する介護予防の効果が高く、かつ、将来における介護予防・日常生活支援総合事業①に要する費用の低減に資すると見込まれる新たな事業(以下「新たなプログラム」という。)の実施 (上限額告示第2号関係)	
	当該年度の75歳以上被保険者数変動率が1を下回る市町村における介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の低減に資すると見込まれる事業の実施 (上限額告示第3号関係)	
	当該年度の前年度の10月1日における人口が1万人未満の市町村による地域の人材や社会資源の活用を図るための必要な措置の実施 (上限額告示第4号関係)	
	離島等の市町村による介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の低減に資すると見込まれる事業の実施 (当該年度の前年度における高齢者1人当たり介護予防・日常生活支援総合事業費額が、高齢者1人当たり介護予防・日常生活支援総合事業費額の全国の平均額として定める額未満である場合に限り。) (上限額告示第5号・上限額通知の別紙1(1)関係)	
	効果的な介護予防・日常生活支援総合事業の実施 (上限額告示第5号・上限額通知の別紙1(5)関係)	
⑥	災害による居宅要支援被保険者等の数の増加 (上限額告示第1号関係)	
⑦	当該年度の75歳以上被保険者数変動率を上回る年での介護保険法第8条の2第16項に規定する介護予防支援を利用する被保険者数の増加 (上限額告示第5号・上限額通知の別紙1(2)関係)	
⑧	第一号訪問事業(介護保険法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業をいう。以下同じ。)、第一号通所事業(同号ロに規定する第一号通所事業をいう。以下同じ。)、及び第一号介護予防支援事業(同号ニに規定する第一号通所事業をいう。以下同じ。))に従事する者の賃金を更に引き上げるための措置の実施 (上限額告示第5号・上限額通知の別紙1(3)関係)	
⑨	継続利用要介護者(介護保険法施行規則第140条の82の4第3号に該当する者をいう。以下同じ。))に対する第一号事業(介護保険法第115条の45第1項第1号に規定する第一号事業をいう。以下同じ。))の実施 (上限額告示第5号・上限額通知の別紙1(4)関係)	

改正前（旧）

別紙様式第4様式1別添1

別紙様式第4様式1別添1

(元号) 年度介護予防・日常生活支援総合事業の上限額引き上げに係る事業実施報告書

介護予防・日常生活支援総合事業(交付要綱3のアの事業)

	都道府県名	
	保険者名	
1 実施主体		市
2 総合事業への移行年度		
3 対象経費実支出額	令和7年度	
4 原則の上限額	基本の上限額 (第1号イ)	
基本 情 報	(介護保険法施行令第37条の13第4項)	介護予防給付全体の伸びを考慮する上限額 (第1号ロ)
		特例イ (第2号イ)
		特例ロ (第2号ロ)
		上限超過額
5 人口	令和6年10月1日	
6 75歳以上人口	令和3年10月1日	
	令和6年10月1日	
	75歳以上被保険者数変動率	
7 65歳以上人口	令和6年10月1日	
8 高齢者1人あたり事業費		
9 上限超過の承認を希望する額		
上 限 超 過 の 理 由 (該 当 理 由 を 選 択)	介護保険法第8条の2第2項に規定する介護予防の効果が高く、かつ、将来における介護予防・日常生活支援総合事業①に要する費用の低減に資すると見込まれる新たな事業(以下「新たなプログラム」という。)の実施 (上限額告示第2号関係)	
	当該年度の75歳以上被保険者数変動率が1を下回る市町村における介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の低減に資すると見込まれる事業の実施 (上限額告示第3号関係)	
	当該年度の前年度の10月1日における人口が1万人未満の市町村による地域の人材や社会資源の活用を図るための必要な措置の実施 (上限額告示第4号関係)	
	離島等の市町村による介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の低減に資すると見込まれる事業の実施 (当該年度の前年度における高齢者1人当たり介護予防・日常生活支援総合事業費額が、高齢者1人当たり介護予防・日常生活支援総合事業費額の全国の平均額として定める額未満である場合に限り。) (上限額告示第5号・上限額通知の別紙1(1)関係)	
	効果的な介護予防・日常生活支援総合事業の実施 (上限額告示第5号・上限額通知の別紙1(5)関係)	
⑥	災害による居宅要支援被保険者等の数の増加 (上限額告示第1号関係)	
⑦	当該年度の75歳以上被保険者数変動率を上回る年での介護保険法第8条の2第16項に規定する介護予防支援を利用する被保険者数の増加 (上限額告示第5号・上限額通知の別紙1(2)関係)	
⑧	第一号訪問事業(介護保険法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業をいう。以下同じ。)、及び第一号通所事業(同号ロに規定する第一号通所事業をいう。以下同じ。))に従事する者の賃金を更に引き上げるための措置の実施 (上限額告示第5号・上限額通知の別紙1(3)関係)	
⑨	継続利用要介護者(介護保険法施行規則第140条の82の4第3号に該当する者をいう。以下同じ。))に対する第一号事業(介護保険法第115条の45第1項第1号に規定する第一号事業をいう。以下同じ。))の実施 (上限額告示第5号・上限額通知の別紙1(4)関係)	

改正後（新）

具 体 的 な 内 容	1 理由①を選択した場合は記入・選択 (4の記入も必要)	(1)新たなプログラムの類型 ※複数ある場合には代表的なものを1つ選択	
		(2)新たなプログラムの開始年度	
		(3)新たなプログラムの開始3年度目の事業費(見込額)	
		(4)新たなプログラムの開始3年度目の翌年度の事業費(見込額)	
		(5)開始2年度目の新たなプログラム等の実施に要する額が開始1年度目の当該額を上回る見込みの有無(有の場合に○。⑧③の記入が必要。)	
	2 理由②を選択した場合は記入 (4の記入も必要)	費用低減が見込まれる年度	
		費用を低減させる方法	
	3 理由⑤を選択した場合は記入	前々年度(令和6年度)の末日における認定率	
		前々年度(令和6年度)の末日における調整済み認定率	
		前々々年度(令和5年度)の末日における認定率	
		前々年度(令和6年度)の末日におけるサービス利用率	
		前々々年度(令和5年度)の末日におけるサービス利用率	
	4 理由⑥を選択した場合は記入	災害による居宅要支援被保険者等の数の増加有無(有の場合に○)	
	5 理由⑦を選択した場合は記入	介護予防支援費変動率	
	6 理由⑧を選択した場合は記入	介護職員等処遇改善加算等の支給に要した費用	
7 理由⑨を選択した場合は記入	継続利用要介護者に係る第一号事業の実施に要した額		
8 理由①・②を選択した場合には、以下の項目について実績報告時の状況を踏まえて記載(理由①の費用低減計画に該当)			
(1)平成30年度からの事業費の推移、個別協議及び上限超過額の状況(理由①・②共通)			
	事業費(千円)	個別協議の有無(有:●、無:○)	上限超過額(千円)
平成30年度			
令和元年度			
令和2年度			
令和3年度			
令和4年度			
令和5年度			
令和6年度			
令和7年度			
令和8年度			
(2)3年度目の翌年度には、介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用が原則の上限額以下となるための方策(理由①のみ)			
(3)(1)(5)が○の場合のみ)新たなプログラムを開始した日が1年度目の途中であること又は2年度目以降に新たなプログラムの実施対象地域の拡大を予定していること等の事情により、予め2年度目の新たなプログラム等の実施に要する額が1年度目の当該額を上回ることが見込まれる場合、上回る理由と上回る額			

※「上限額告示」は、介護保険法施行令第37条の13第5項の規定に基づき厚生労働大臣が定める事由(令和6年厚生労働省告示第19号)をさす。○
 ※「上限額通知」は、介護保険法施行令第37条の13第5項の規定に基づき厚生労働大臣が定める事由第5号の規定に基づき厚生労働省老健局長が定める事由について(令和6年3月29日老発0329第18号厚生労働省老健局長通知)配す。

改正前（旧）

具 体 的 な 内 容	1 理由①を選択した場合は記入・選択 (4の記入も必要)	(1)新たなプログラムの類型 ※複数ある場合には代表的なものを1つ選択	
		(2)新たなプログラムの開始年度	
		(3)新たなプログラムの開始3年度目の事業費(見込額)	
		(4)新たなプログラムの開始3年度目の翌年度の事業費(見込額)	
		(5)開始2年度目の新たなプログラム等の実施に要する額が開始1年度目の当該額を上回る見込みの有無(有の場合に○。⑧③の記入が必要。)	
	2 理由②を選択した場合は記入 (4の記入も必要)	費用低減が見込まれる年度	
		費用を低減させる方法	
	3 理由⑤を選択した場合は記入	前々年度(令和5年度)の末日における認定率	
		前々年度(令和5年度)の末日における調整済み認定率	
		前々々年度(令和4年度)の末日における認定率	
		前々年度(令和5年度)の末日におけるサービス利用率	
		前々々年度(令和4年度)の末日におけるサービス利用率	
	4 理由⑥を選択した場合は記入	災害による居宅要支援被保険者等の数の増加有無(有の場合に○)	
	5 理由⑦を選択した場合は記入	介護予防支援費変動率	
	6 理由⑧を選択した場合は記入	介護職員等処遇改善加算等の支給に要した費用	
7 理由⑨を選択した場合は記入	継続利用要介護者に係る第一号事業の実施に要した額		
8 理由①・②を選択した場合には、以下の項目について実績報告時の状況を踏まえて記載(理由①の費用低減計画に該当)			
(1)平成30年度からの事業費の推移、個別協議及び上限超過額の状況(理由①・②共通)			
	事業費(千円)	個別協議の有無(有:●、無:○)	上限超過額(千円)
平成30年度			
令和元年度			
令和2年度			
令和3年度			
令和4年度			
令和5年度			
令和6年度			
令和7年度			
(追加)			
(2)3年度目の翌年度には、介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用が原則の上限額以下となるための方策(理由①のみ)			
(3)(1)(5)が○の場合のみ)新たなプログラムを開始した日が1年度目の途中であること又は2年度目以降に新たなプログラムの実施対象地域の拡大を予定していること等の事情により、予め2年度目の新たなプログラム等の実施に要する額が1年度目の当該額を上回ることが見込まれる場合、上回る理由と上回る額			

※「上限額告示」は、介護保険法施行令第37条の13第5項の規定に基づき厚生労働大臣が定める事由(令和6年厚生労働省告示第19号)をさす。○
 ※「上限額通知」は、介護保険法施行令第37条の13第5項の規定に基づき厚生労働大臣が定める事由第5号の規定に基づき厚生労働省老健局長が定める事由について(令和6年3月29日老発0329第18号厚生労働省老健局長通知)配す。

改正後（新）

別紙様式第4様式1別添2（略）

別紙様式第4様式2

別紙様式第4様式2

（元号）年度任意事業実施報告書

任意事業（交付要綱3の2の事業）

実施主体				
	事業名	対象経費支出額 （単位：円）	事業内容	効果
介護給付費等 費用適正化事業	① 認定調査状況チェック			
	② ケアプラン等の点検			
	③ 医療情報との適合・縦覧点検			
	④ 給付費実績を活用した分析・検証事業			
	⑤ 介護サービス事業者等への適正化支援事業			
	⑥ 介護給付費通知			
家族介護支援事業	⑦ 家族介護者への個別・集団支援			
	⑧ 地域でのネットワーキング構築			
	⑨ ニーズ把握・事業評価			
	⑩ 介護教室の開催			
	⑪ 認知症高齢者見守り事業			
	⑫ 健康相談・疾病予防等事業			
	（削除）			
	⑬ 介護自立支援事業			
	⑭ 介護用品の支給			
	⑮ 成年後見制度利用支援事業			
第116条の45第3項第3号に基づく その他の事業	⑯ 福祉用具・住宅改修支援事業			
	⑰ 認知症対応型共同生活介護事業所の運営等助成事業			
	⑱ 認知症サポーター等養成事業			
	⑲ 重度のALS患者の入院におけるコミュニケーション支援事業			
	⑳ 高齢者の安心な住まいの確保に資する事業			
	㉑ 介護サービスの質の向上に資する事業			
	㉒ 地域資源を活用したネットワーク形成に資する事業			
	㉓ 家庭内の事故等への対応の体制整備に資する事業			
	合計			

（注）

1 実施した各事業について、当該市町村における実施要綱等関係書類を添付すること。

2 「事業内容」には、当該市町村における事業内容を具体的にかつ簡潔に記入すること。

なお、同一事業内で複数の取組を実施した場合には、番号を付すなどして分けるようにすること。

3 「効果」には、事業計画書の目標に対して達成した効果について、定量的・定性的な観点から記入すること。

4 ①～⑯の取組の活動は事業計画書に添付し、⑰～㉓の取組は、以下に記入すること。

実施内容（①～⑯）	⑰～㉓の取組（実施）	⑰～㉓の取組（実施）	⑰～㉓の取組（実施）
実施内容（①～⑯）	⑰～㉓の取組（実施）	⑰～㉓の取組（実施）	⑰～㉓の取組（実施）

改正前（旧）

別紙様式第4様式1別添2（略）

別紙様式第4様式2

別紙様式第4様式2

（元号）年度任意事業実施報告書

任意事業（交付要綱3の2の事業）

実施主体				
	事業名	対象経費支出額 （単位：円）	事業内容	効果
介護給付費等 費用適正化事業	① 認定調査状況チェック			
	② ケアプラン等の点検			
	③ 医療情報との適合・縦覧点検			
	④ 給付費実績を活用した分析・検証事業			
	⑤ 介護サービス事業者等への適正化支援事業			
	⑥ 介護給付費通知			
家族介護支援事業	⑦ 家族介護者への個別・集団支援			
	⑧ 地域でのネットワーキング構築			
	⑨ ニーズ把握・事業評価			
	⑩ 介護教室の開催			
	⑪ 認知症高齢者見守り事業			
	⑫ 健康相談・疾病予防等事業			
	⑬ 介護者交流会の開催			
	⑭ 介護自立支援事業			
	⑮ 介護用品の支給			
	⑯ 成年後見制度利用支援事業			
第116条の45第3項第3号に基づく その他の事業	⑰ 福祉用具・住宅改修支援事業			
	⑱ 認知症対応型共同生活介護事業所の運営等助成事業			
	⑲ 認知症サポーター等養成事業			
	⑲ 重度のALS患者の入院におけるコミュニケーション支援事業			
	⑳ 高齢者の安心な住まいの確保に資する事業			
	㉑ 介護サービスの質の向上に資する事業			
	㉒ 地域資源を活用したネットワーク形成に資する事業			
	㉓ 家庭内の事故等への対応の体制整備に資する事業			
	合計			

（注）

1 実施した各事業について、当該市町村における実施要綱等関係書類を添付すること。

2 「事業内容」には、当該市町村における事業内容を具体的にかつ簡潔に記入すること。

なお、同一事業内で複数の取組を実施した場合には、番号を付すなどして分けるようにすること。

3 「効果」には、事業計画書の目標に対して達成した効果について、定量的・定性的な観点から記入すること。

改正後（新）

別紙様式第4様式3

別紙様式第4様式3

(元号) 年度包括的支援事業(社会保障充実分)実施報告書

包括的支援事業(社会保障充実分)(交付要綱3のイの事業)

実施主体	〇〇市						
社会保障充実分 対象経費実支出額	円	標準額 (4事業の合計額)		円			
① 在宅医療・介護 連携推進事業	対象経費実支出額	ア(イ)等の会議	イ(ア)の相談窓口	イ(ア)のコーディネーター	イ(ウ)②多職種研修	イ(ウ)②その他の研修	
	円	回	箇所	人	回	回	
② 生活支援体制 整備事業	対象経費実支出額	第1層生活支援 コーディネーター の配置有無	第2層生活支援 コーディネーター の配置有無	住民参画・官民連 携推進事業の実 施有無	生活支援コーディネ ーターを中心とした相談支 援連携体制構築事業の 実施有無・方法	生活支援コーディネ ーターによる要援介援者支 援にかかる地域課題に 対応するためのネット ワークづくりの実施有無	
	円						
③ 認知症総合支援 事業	対象経費実支出額	認知症初期集中支援チーム設置	認知症地域支援推進員設置		チームオレンジコーディネーター		
	円	箇所	箇所	箇所	人		
④ 地域ケア会議 推進事業	対象経費実支出額	地域ケア会議の実施有無		地域ケア会議における居住支援協議会との連携有無			
	円						

(注)
1 「標準額(4事業の合計額)」には、交付要綱4に定める基準額を記載すること。
2 在宅医療・介護連携推進事業のア(イ)、イ(ア)、イ(ウ)②については、実施要綱の事業内容 ア(イ)、イ(ア)、イ(ウ)②とする。

改正前（旧）

別紙様式第4様式3

別紙様式第4様式3

(元号) 年度包括的支援事業(社会保障充実分)実施報告書

包括的支援事業(社会保障充実分)(交付要綱3のイの事業)

実施主体	〇〇市						
社会保障充実分 対象経費実支出額	円	標準額 (4事業の合計額)		円			
① 在宅医療・介護 連携推進事業	対象経費実支出額	ア(イ)等の会議	イ(ア)の相談窓口	イ(ア)のコーディネーター	イ(ウ)②多職種研修	イ(ウ)②その他の研修	
	円	回	箇所	人	回	回	
② 生活支援体制 整備事業	対象経費実支出額	第1層生活支援コー ディネーターの配置有 無	第2層生活支援コー ディネーターの配置有 無	住民参画・官民連携 推進事業の実施有無	生活支援コーディネ ーターを中心とした相談 支援連携体制構築事 業の実施有無・方法	就労的活動支援コー ディネーターの配置有 無	
	円						
③ 認知症総合支援 事業	対象経費実支出額	認知症初期集中支援チーム設置	認知症地域支援推進員設置		チームオレンジコーディネーター		
	円	箇所	箇所	箇所	箇所	人	
④ 地域ケア会議 推進事業	対象経費実支出額	地域ケア会議の実施有無		地域ケア会議における居住支援協議会との連携有無			
	円						

(注)
1 「標準額(4事業の合計額)」には、交付要綱4に定める基準額を記載すること。
2 在宅医療・介護連携推進事業のア(イ)、イ(ア)、イ(ウ)②については、実施要綱の事業内容 ア(イ)、イ(ア)、イ(ウ)②とする。

改正後（新）	改正前（旧）
別紙様式第5	別紙様式第5
別紙様式第5	別紙様式第5
番 号	番 号
(元号) 年度地域支援事業交付金交付決定通知書	(元号) 年度地域支援事業交付金交付決定通知書
(市町村名)	(市町村名)
(元号) 年 月 日 第 号で申請のあった介護保険法(平成9年法律第123号)第122条の2に基づく(元号) 年度地域支援事業交付金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)(以下適正化法という。)	(元号) 年 月 日 第 号で申請のあった介護保険法(平成9年法律第123号)第122条の2に基づく(元号) 年度地域支援事業交付金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)(以下適正化法という。)
和30年法律第179号)(以下適正化法という。)	和30年法律第179号)(以下適正化法という。)
第6条第1項の規定により	第6条第1項の規定により
第6条第3項の規定により、修正のうえ	第6条第3項の規定により、修正のうえ
(元号) 年 月 日 厚発 第 号をもって、次のとおり交付することに決定されたので、適正化法第8条の規定により通知する。	(元号) 年 月 日 厚発 第 号をもって、次のとおり交付することに決定されたので、適正化法第8条の規定により通知する。
(元号) 年 月 日	(元号) 年 月 日
都道府県知事	都道府県知事
1 交付金の交付の対象となる事業(以下「事業」という。)は、(元号)〇〇年〇月〇〇日厚生労働省発老第〇〇〇〇〇〇〇号厚生労働事務次官通知の別紙「地域支援事業交付金交付要綱」(以下「交付要綱」という。)の3に定める事業であり、その内容は	1 交付金の交付の対象となる事業(以下「事業」という。)は、(元号)〇〇年〇月〇〇日厚生労働省発老第〇〇〇〇〇〇〇号厚生労働事務次官通知の別紙「地域支援事業交付金交付要綱」(以下「交付要綱」という。)の3に定める事業であり、その内容は
(元号) 年 月 日第 号申請書記載のとおり	(元号) 年 月 日第 号申請書記載のとおり
2のとおり	2のとおり
である。	である。
2 事業に要する経費及び交付金の額は、次のとおりである。ただし、事業の内容が変更された場合において、事業に要する経費又は交付金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。	2 事業に要する経費及び交付金の額は、次のとおりである。ただし、事業の内容が変更された場合において、事業に要する経費又は交付金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。
事業に要する経費	事業に要する経費
金	金
円	円
交付金の額	交付金の額
金	金
円	円
3 事業に要する経費の配分及びこれに対応する交付金の額の区分は、次のとおりである。	3 事業に要する経費の配分及びこれに対応する交付金の額の区分は、次のとおりである。
区 分	区 分
事業に要する経費	事業に要する経費
交付金の額	交付金の額
介護予防・日常生活支援総合事業	介護予防・日常生活支援総合事業
金	金
円	円
金	金
円	円
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業	包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業
金	金
円	円
金	金
円	円
包括的支援事業(社会保障充実分)	包括的支援事業(社会保障充実分)
金	金
円	円
金	金
円	円
介護情報利活用事業	(追加)
4 交付金の額の確定は、交付要綱の4に定める交付額の算定方法により行うものである。	4 交付金の額の確定は、交付要綱の4に定める交付額の算定方法により行うものである。
5 この交付金は交付要綱の6に掲げる事項を条件として交付するものである。	5 この交付金は交付要綱の6に掲げる事項を条件として交付するものである。
6 事業に係る事業実績報告は、交付要綱の11に定めるところにより行わなければならない。	6 事業に係る事業実績報告は、交付要綱の11に定めるところにより行わなければならない。
7 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における適正化法第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、(元号) 年 月 日とする。	7 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における適正化法第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、(元号) 年 月 日とする。

改正後（新）	改正前（旧）
別紙様式第6 別紙様式第6 番 号 (元号) 年度地域支援事業交付金変更交付決定通知書 (市町村名) (元号) 年 月 日 厚発 第 号で交付決定された(元号) 年度地域支援事業交付金については、(元号) 年 月 日 第 号申請に基づき、(元号) 年 月 日 厚発 第 号をもって決定の内容の一部を次のとおり変更することに決定されたので通知する。 (元号) 年 月 日 都道府県知事 1 交付金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）は、(元号)〇〇年〇月〇〇日厚生労働省発老第〇〇〇〇〇〇〇号厚生労働事務次官通知の別紙「地域支援事業交付金交付要綱」の3に定める事業であり、その内容は (元号) 年 月 日 第 号申請書記載のとおり 2のとおり である。 2 事業に要する経費及び交付金の額は、次のとおりである。 事業に要する経費 金 円 (内今回増加（減少）額 金 円) 交付金の額 金 円 (内今回追加交付（一部取消）額 金 円) 3 事業に要する経費の配分及びこれに対応する交付金の額の区分は、次のとおりである。 区 分 事業に要する経費 交付金の額 介護予防・日常生活支援総合事業 金 円 金 円 内今回増加(減少)額 金 円 内今回追加交付(一部取消)額 金 円 包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業 金 円 金 円 内今回増加(減少)額 金 円 内今回追加交付(一部取消)額 金 円 包括的支援事業(社会保障充実分) 金 円 金 円 内今回増加(減少)額 金 円 内今回追加交付(一部取消)額 金 円 介護情報利活用事業 金 円 金 円 内今回増加(減少)額 金 円 内今回追加交付(一部取消)額 金 円 4 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、(元号) 年 月 日とする。	別紙様式第6 別紙様式第6 番 号 (元号) 年度地域支援事業交付金変更交付決定通知書 (市町村名) (元号) 年 月 日 厚発 第 号で交付決定された(元号) 年度地域支援事業交付金については、(元号) 年 月 日 第 号申請に基づき、(元号) 年 月 日 厚発 第 号をもって決定の内容の一部を次のとおり変更することに決定されたので通知する。 (元号) 年 月 日 都道府県知事 1 交付金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）は、(元号)〇〇年〇月〇〇日厚生労働省発老第〇〇〇〇〇〇〇号厚生労働事務次官通知の別紙「地域支援事業交付金交付要綱」の3に定める事業であり、その内容は (元号) 年 月 日 第 号申請書記載のとおり 2のとおり である。 2 事業に要する経費及び交付金の額は、次のとおりである。 事業に要する経費 金 円 (内今回増加（減少）額 金 円) 交付金の額 金 円 (内今回追加交付（一部取消）額 金 円) 3 事業に要する経費の配分及びこれに対応する交付金の額の区分は、次のとおりである。 区 分 事業に要する経費 交付金の額 介護予防・日常生活支援総合事業 金 円 金 円 内今回増加(減少)額 金 円 内今回追加交付(一部取消)額 金 円 包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業 金 円 金 円 内今回増加(減少)額 金 円 内今回追加交付(一部取消)額 金 円 包括的支援事業(社会保障充実分) 金 円 金 円 内今回増加(減少)額 金 円 内今回追加交付(一部取消)額 金 円 (追加) 4 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、(元号) 年 月 日とする。

改正後（新）				改正前（旧）					
別紙様式第7				別紙様式第7					
別紙様式第7				別紙様式第7					
番 号				番 号					
(元号) 年度地域支援事業交付金交付額確定通知書				(元号) 年度地域支援事業交付金交付額確定通知書					
(市町村名)				(市町村名)					
(元号) 年 月 日 厚発 第 号で交付決定された(元号) 年度地域支援事業交付金については、(元号) 年 月 日 第 号事業実績報告に基づき、(元号) 年 月 日 厚発 第 号をもって交付額が別表のとおり確定されたので通知する。 なお、確定の結果不足となる金額については、別表のとおり追加交付することとし、また、超過交付となった金額については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第18条第2項の規定により、(元号) 年 月 日までに返還することを命ぜられたので併せて通知する。				(元号) 年 月 日 厚発 第 号で交付決定された(元号) 年度地域支援事業交付金については、(元号) 年 月 日 第 号事業実績報告に基づき、(元号) 年 月 日 厚発 第 号をもって交付額が別表のとおり確定されたので通知する。 なお、確定の結果不足となる金額については、別表のとおり追加交付することとし、また、超過交付となった金額については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第18条第2項の規定により、(元号) 年 月 日までに返還することを命ぜられたので併せて通知する。					
(元号) 年 月 日				(元号) 年 月 日					
都道府県知事				都道府県知事					
(別表)				(別表)					
(元号) 年度地域支援事業交付金交付額確定内訳書				(元号) 年度地域支援事業交付金交付額確定内訳書					
市 町 村 名				市 町 村 名					
		確定額	追加交付額	返還を要する額			確定額	追加交付額	返還を要する額
地域支援事業交付金		円	円	円	地域支援事業交付金		円	円	円
内 訳	介護予防・日常生活支援総合事業	円	円	円	内 訳	介護予防・日常生活支援総合事業	円	円	円
	包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業	円	円	円		包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業	円	円	円
	包括的支援事業(社会保障充実分)	円	円	円		包括的支援事業(社会保障充実分)	円	円	円
	介護情報利活用事業	円	円	円		(新設)			

改正後（新）

別紙様式第8 (略)

別紙様式第8様式1

別紙様式第8様式1

(項)高齢者日常生活支援等推進費
(目)地域支援基金交付金

(元号) 年度地域支援事業交付金所要額調書市町村別内訳(総括表)

[illegible]

(注1) ①欄には、交付要綱の4-1にいう寄付金その他の収入額を記入すること。
②欄には、交付要綱4-1に定める基準率を記入すること。
③欄には、C欄、D欄及び②欄と比較して最も多い額から重層的支援体制整備事業に要する費用相当額を控除した額を記入すること。
④欄には、F欄の交付要綱第4第4項に定める交付率を乗じた額(1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てること。)を記入すること。
⑤欄、⑥欄には、重層的支援体制整備事業に要する費用相当額を記入すること。

改正前 (旧)

別紙様式第8 (略)

別紙様式第8様式1

別紙様式第8様式1

(項)高齢者日常生活支援等推進費
(目)地域支援基金交付金

(元号) 年度地域支援事業交付金所要額調書市町村別内訳(総括表)

[illegible]

(注) ① ②欄には、交付要綱の41にいう寄付金その他の収入額を記入すること。
③ ④欄には、交付要綱41に定める基準額を記入すること。
⑤ ⑤欄には、C欄、D欄及びE欄と比較して最も多い場合から重要な支援体制整備事業に要する費用増額を控除した額を記入すること。
⑥ ⑥欄には、F欄の①欄に交付要綱の第44条に定める交付事業に充当した「1円未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てると」、を記入すること。
⑦ ⑦欄には、重要な支援体制整備事業に要する費用増額を算定すること。

別紙様式第8様式2

別紙様式第8様式2

(注) 年度地域支援事業交付金精算書の別内訳内訳(財団)

[illegible]

- (注) ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿ ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

改正前 (旧)

別紙様式第8様式2

別紙様式第4様式2

(其号) 年度地域支援事業交付金類算書市町村別内訳(附録表)

1) 活動資金調達金(円)														2) 活動資金支出金(円)									
年度	活動内容	部 分	活動事項	寄付金受取額の 内訳金額		募 入 額	対価提供 発生金額	募集額	交付金未納	交付金未納 発生金額	交付金未納 発生金額	交付金未納 発生金額	前年度繰上金 引当金		前年度繰上金 引当金	前年度繰上金 引当金	前年度繰上金 引当金	前年度繰上金 引当金	前年度繰上金 引当金	前年度繰上金 引当金	前年度繰上金 引当金	備考	
				A	B								C(A+B)	D									E
1		計	活動予算：社会生活実証研究事業																				
			活動予算：社会生活実証研究事業																				
			活動予算：社会生活実証研究事業																				
			活動予算：社会生活実証研究事業																				
			活動予算：社会生活実証研究事業																				
			活動予算：社会生活実証研究事業																				
			活動予算：社会生活実証研究事業																				
			活動予算：社会生活実証研究事業																				
			活動予算：社会生活実証研究事業																				
			活動予算：社会生活実証研究事業																				
2		計	活動予算：社会生活実証研究事業																				
			活動予算：社会生活実証研究事業																				
			活動予算：社会生活実証研究事業																				
			活動予算：社会生活実証研究事業																				
			活動予算：社会生活実証研究事業																				
			活動予算：社会生活実証研究事業																				
			活動予算：社会生活実証研究事業																				
			活動予算：社会生活実証研究事業																				
			活動予算：社会生活実証研究事業																				
			活動予算：社会生活実証研究事業																				
3		計	活動予算：社会生活実証研究事業																				
			活動予算：社会生活実証研究事業																				
			活動予算：社会生活実証研究事業																				
			活動予算：社会生活実証研究事業																				
			活動予算：社会生活実証研究事業																				
			活動予算：社会生活実証研究事業																				
			活動予算：社会生活実証研究事業																				
			活動予算：社会生活実証研究事業																				
			活動予算：社会生活実証研究事業																				
			活動予算：社会生活実証研究事業																				
4		計	活動予算：社会生活実証研究事業																				
			活動予算：社会生活実証研究事業																				
			活動予算：社会生活実証研究事業																				
			活動予算：社会生活実証研究事業																				
			活動予算：社会生活実証研究事業																				
			活動予算：社会生活実証研究事業																				
			活動予算：社会生活実証研究事業																				
			活動予算：社会生活実証研究事業																				
			活動予算：社会生活実証研究事業																				
			活動予算：社会生活実証研究事業																				
5		計	活動予算：社会生活実証研究事業																				
			活動予算：社会生活実証研究事業																				
			活動予算：社会生活実証研究事業																				
			活動予算：社会生活実証研究事業																				
			活動予算：社会生活実証研究事業																				
			活動予算：社会生活実証研究事業																				
			活動予算：社会生活実証研究事業																				
			活動予算：社会生活実証研究事業																				
			活動予算：社会生活実証研究事業																				
			活動予算：社会生活実証研究事業																				
6		計	活動予算：社会生活実証研究事業																				
			活動予算：社会生活実証研究事業																				
			活動予算：社会生活実証研究事業																				
			活動予算：社会生活実証研究事業																				
			活動予算：社会生活実証研究事業																				
			活動予算：社会生活実証研究事業																				
			活動予算：社会生活実証研究事業																				
			活動予算：社会生活実証研究事業																				
			活動予算：社会生活実証研究事業																				
			活動予算：社会生活実証研究事業																				

- (注) ① ②には、交付奨励金の4に1を割合とする他の収入税を記入すること。
③ ④には、C国、D国およびE国に比較して最も高い税率から、重層的実体制度適用事業に資する費用所有権を排除した額を記入すること。
⑤ ⑥には、F国の税額にF国の第4条第2項に定める交付税を控除して得た額 **100%の適用税額が25%を超え、これを超えても、**を記入すること。
⑦ ⑧、⑨、⑩、⑪には、重層的実体制度適用事業に資する費用所有権を含まない